

検査追加説明書

年 月 日

株式会社 確認サービス
代表取締役 畑中 重人 様

建築基準法第7条の2の規定による完了検査において、「検査済証を交付できない旨の通知書」の交付を受けましたので追加説明書を提出します。また、この説明書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(1) 建築主、設置者、築造主		氏名	
(2) 設計者		氏名	
(3) 確認済証番号		確認サービス第KS	- - 号
(4) 省エネに係る変更の内容			
	☐	A	省エネ性能が向上する変更
	☐	B	一定範囲内の省エネ性能が減少する変更
	☐	C	再計算によって基準適合が明らかな変更(建築物の用途や計算方法の変更を除く)
	☐		再適判
(5)追加説明事項			
(6)是正写真等			
番号	是正写真等名称		備考欄(是正事項等記入)
1			
2			
3			
4			
5			

(注意)
1.建築主は、建築基準法第7条の2の規定による完了検査において、「検査済証を交付できない旨の通知書」の交付を受けた場合、検査追加説明書を2部提出して下さい。
2.中間検査においては当追加説明書は提出できません。軽微な変更に該当するものは「軽微な変更説明書」を提出し、軽微な変更に該当しないものは「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」交付の後に「計画変更確認申請」の手続きが必要になります。
3.配置計画等その変更内容によって、申請書等記載事項変更届・報告事項変更届・建築計画概要書が必要となる場合があります。
4.本説明書の内容を建築主等に対して十分にご説明ください。
本説明書の提出があったことにより、建築主等への説明済みであるものとして取り扱います。
5.※印欄には、記入しないで下さい。
6.(4)は省エネに係る図書の添付がない場合は記載不要です。
7.(4)変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書等、及びその申請に要した図書を添付して下さい。

※ 受付欄	※ 決裁欄 年 月 日	※ 意匠	※ 設備	※ 構造
※ 省エネ適判変更ルート	A・B・C・再適 提出済・提出要			
		※ 二次審査者	※ 省エネ	※備考
		受領日	受取者氏名	

別紙：検査追加説明書

(7)追加説明事項

(第二面)

[A 省エネ性能が向上する変更（+省エネ性能に影響しない事が明らかな変更）]

・変更内容は、□チェックに該当する事項となる	
☐	① 外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更 (外皮面積が変わらない場合に限る。)、又は開口部面積が増加しない変更
☐	② 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
☐	③ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更 (制御方法等の変更を含む)
☐	④ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設
・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄	
・添付図書等	
(注意) ・ 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 ・ 共同住宅等の申請で複数の住戸に異なる変更内容がある場合は、住戸ごとに該当する面（二面又は三面）を作成してください。	

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前のB E I = () ≤ 0.90
・変更内容は、①または②に該当する変更となる
☐ ① 床面積
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
☐ ② 外皮に係る変更
外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率 U_A 、冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、基準値の0.9倍以下の場合で、以下のいずれかの変更（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）
・変更前の U_A 値 = () ≤ () × 0.9、変更前の η_{AC} 値 = () × 0.9
☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更
☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮熱性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意)
・変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。
・共同住宅等の申請で複数の住戸に異なる変更内容がある場合は、住戸ごとに該当する面（二面又は三面）を作成してください。